

通関業務の在宅勤務の開始手続の見直し等について

通関業者の通関業務の在宅勤務について、令和3年7月から、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、これを開始することができるよう開始手続の見直しを行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

○ 改正後の通関業法基本通達の内容（抜粋）

（在宅勤務の開始又は終了の申出）

8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の開始又は終了に係る取扱いは、次による。

- (1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、通関士又はその他の通関業務従業者の別及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税関の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」（B-1113）により申し出させることとする。
- (2) 開始の申出を受けた際には、申出のあった通関業者に在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認することとする。

（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）

8-5 災害その他やむを得ない理由（関税法基本通達2の3-1(1)に定める事実をいう。）により、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が業務継続のため、当該通関業者の所有又は管理する場所であって法第8条第1項の許可を受けた営業所以外の場所（サテライトオフィス）において、通関業務に従事する必要があると認めるときは、当該理由があると認める間に限り、これを認めて差し支えない。

この場合において、当該場所はこれらの者が所属する営業所の一部となるので留意する。

（サテライトオフィスにおける通関業務の開始又は終了の申出）

8-6 前記8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の開始又は終了に係る取扱いは、前記8-4に準ずるものとする。

Q 1. 通関業者の通関業務の在宅勤務の開始手続について、具体的にはどのような見直し等が行われたのでしょうか。

A 1. 従来、通関業者の通関業務の在宅勤務の開始に当たっては、労務管理や情報セキュリティ確保の観点から、就業規則・社内管理規則の具備を確認しておりましたが、令和2年3月から、新型コロナウイルス感染症対策として、就業規則・社内管理規則が具備されていない場合であっても、情報セキュリティの確保の体制が整備されていると認められる場合には、在宅勤務を開始できるよう柔軟な対応を実施しております。

今般の見直しにおいては、在宅勤務に係る情報セキュリティポリシーが定められている等、在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることが確認できる場合には、通関業務の在宅勤務を開始することができるよう通達の整備を行いました。

また、併せて、災害その他やむを得ない理由により、業務継続(BCP)のために、通関業者が通関営業所以外の場所(サテライトオフィス)において通関業務を行う必要があると認められる場合には、当該理由があると認められる間に限り、これを行うことができるよう通達の整備を行いました。

これらの内容は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月から実施の柔軟な対応について、通達の整備を行ったものとなります。

Q 2. 新型コロナウイルス感染症対策としての柔軟な対応に基づき行った在宅勤務及びサテライトオフィスに係る申請は一旦無効となり、令和3年7月1日以降、再度、改めて申出を行うことが必要ですか。

A 2. その必要はありません。柔軟な対応に基づき行った申請であって有効なものについては、改正後の通関業法基本通達に基づき行われたものとみなし、令和3年7月1日以降も有効なものとして取り扱うこととなります。

Q 3. 「在宅勤務における情報セキュリティ対策が講じられていることを確認」とは、どのような内容について確認が行われるのですか。

A 3. 在宅勤務又はサテライトオフィスに関する情報通信機器等の整備状況、書類の管理体制等について、適宜の方法により聴取し確認を行いますので、これらについて説明をお願いします。例えば、これまで具備を必要としていた在宅勤務についての情報セキュリティ等に関し定めのある社内管理規則や総務省のテレワークガイドラインを踏まえた情報セキュリティポリシーが定められている等も有効なものと考えられます。

Q & A ②

Q 4. これまで申出の際に具備している必要のあった「在宅勤務についての定めのある就業規則」については、整備することが不要となったのでしょうか。

A 4. 税関に対し、在宅勤務又は業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施についての開始の申出の際、在宅勤務についての定めのある就業規則を提出(提示)していただく必要はありません。

他方、労働基準法においては、一定の要件に該当する使用者は、就業規則を作成しなければならないこととされていると承知しています。また、テレワークについても労働基準関係法令が適用されることから、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」において、テレワークを実施する場合には、テレワークの実施を考慮した就業規則を定めることが求められています。

以上を踏まえ、通関業者におかれましては、通関業法、関税法に限らず、各種関係法令の規定をご確認のうえ、これらを遵守いただきますようお願いいたします。

Q 5. 「災害その他やむを得ない理由」・「当該理由があると認める間」(通関業法基本通達8-5)とは、どのような内容、どのような期間でしょうか。

A 5. 「災害その他やむを得ない理由」とは、次に掲げる事実その他これらに類する事実をいいます。

- ・地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害
- ・火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害
- ・申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、NACCSの使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個々の事情に応じ、個別具体的に判断を行うこととなります。

個別の事実が「災害その他やむを得ない理由」に該当するか否か、「当該理由があると認める間」の取扱いについては、個別に各税関通関業監督官までお問合せください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については「災害その他やむを得ない理由」に該当するものであり、現状において終息に至ったと認められないことから、引き続き、「当該理由があると認める間」と取り扱うこととしています。

Q 6. 災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談を行うことはできますか。

A 6. サテライトオフィスにおける通関業務の実施は、通関業者について、災害等が発生した際のBCP対策に係る予見可能性を向上させるため、通関業法基本通達を改正し整備したものとなります。

したがって、災害等が発生した場合に備え、BCP対策として、あらかじめ利用予定のサテライトオフィス等について、税関に相談いただくことは可能です。

詳しくは、各税関通関業監督官にお問合せください。